

ファクトシート – 個人の財産管理人

# 制限付資産の取り扱いの承認を申請する

公的後見人・受託者協会 (PGT)

財産管理人として特定の資産を扱うあなたの能力は裁判所命令に記載された制限により、または同意書（取り消し不能指示書など）により限られている場合があります。制限条件に従って、それらの資産を売却、譲渡、抵当に入れるなどを考えている場合、ないしは別の方法で資産を役立てようと思う場合、公的後見人・受託者協会 (PGT) の承認か、さらなる裁判所命令を申請しなければなりません。

このファクトシートは、不動産物件の売却以外の制限付資産の取り扱いの承認をPGTから得るための申請準備に役立つガイドラインを提供しています。制限付不動産物件の売却の承認の申請のガイドラインについては、PGTの「不動産物件の売却」ファクトシートをご覧ください。

## 検討事項

PGTは、申請内容があなたが財産管理人を務める意思決定能力を失った成年者（以下「成年者」という）にとって最上の利益となることがはっきりと証明された場合にのみ、資産の取り扱いを承認します。以下のような一定に状況において、あなたが制限付資産を役立てることは成年者にとって得策と言えます。

- 成年者の収入の継続的な不足分を補うため
- 成年者の多額、または稀な一時的な出費をまかなうため
- 成年者の負債を返済するため
- 制限付勘定を別の金融機関へ移すため
- 成年者が使用するために不動産を購入するため
- 成年者のために非金融資産を購入するため
- 成年者のために融資を受ける目的で制限付不動産を担保として使う

申請書を提出する前に、次の事柄を検討してください。

- **申請が成年者にとって最大の利益となり、その申請はあなたの権限範囲内にあるか？**

申請が多額の贈与もしくは成年者の遺産の早期分配のような譲渡の場合、PGTは承認いたしません。

- **資産は成年者の遺言状に記載されているか？**

成年者の遺言状に記載されている特定の贈与の対象となっている資産を売却または譲渡したい場合、売却価格または公正な市場価格が記載されている文書を遺言状・遺産・相続法の48節に従って保管しておきます。



PUBLIC GUARDIAN  
AND TRUSTEE OF  
BRITISH COLUMBIA

- **要請額をまかなうために制限なしの資産が使えるか？**

使える場合、(制限なし資産が成年者の遺言状で受益者に譲られている場合で、それらを受益者のために保存しておきたい場合など) 制限付資産を不当に使うのではなく、制限なし資産を使わない理由を説明しなければなりません。

- **PGTはあなたの財産管理人としての務めの行い方を監督する役目を担うか？**

成年者が死亡しているまたはブリティッシュコロンビア州外に転出しそこに永住している場合、PGTは監督も要請の検討も行いません。

## 要請の提出

申請書をEメール、ファクス、郵送のいずれかへ下記の書類と共にPGTへ「Attention: Private Committee Services」と記載して送付してください。

- 口座の詳細、要請額を口座の残額を表示する明細書と共に送付する
- 金融機関の連絡先
- 要請の理由と、承認を得ることがなぜ成年者にとって一番良いことなのかに関する簡潔な説明

**注意： 制限付不動産に関する承認申請に関しPGTは検討と返事に土日・休日を除いて最低10日必要です。ただし制限付不動産に関する審査には5日間必要です。すべての必要書類が提出されなかった場合、申請の審査にこれ以上の日数がかかります。**

申請の性質によっては、下記の追加情報が必要です。

### 成年者の収入の継続的な不足を補うための申請

- 成年者のニーズを満たす長期計画を作成し、その期間に亘る不足分をまかなうために必要な資金額を決定する。
- 成年者が毎月いくら必要になるかを示す予算を作成する。日常の出費を予測し、予定外の少額の出費と通常のコストの増加を見越した額を組み込む。
- 成年者の収入と資産価値に関する最新の事柄を提供する。

PGTでは、書類作成を最小限にとどめて、審査プロセスを迅速に行うために、あなたが管理勘定を提出するときに申請を行うことをお勧めします。

申請が承認されたら、次期管理会計期間の終了間近に終わる(たとえば、あなたの次の管理会計期間の終了が2年後なら、月額\$1000を2年間というように) 事前に決められた期間、制限付資金の一定額を取り出せる許可を得ることができます。

### **多額または稀な一時的な出費をまかなうための要請**

- 出費が多額の場合（不動産の修理など）、要求金額を裏付ける建設業者・請負業者の見積もりを提出する。
- 少額の出費をまとめて、1回の要求額として提出する。

この種の要請は、稀で予定外の出費を賄うために行い、大概の場合、提出回数は1年に1回以下とする。

### **負債の返済のための要請**

- 負債が成年者の債務であることを確認すると同時に、現在の未払い残高を表示する文書を添付する。

### **制限付勘定を別の金融機関に移すための要請**

- 所有者の名義と指名されている受益者に変わりがないことを確認する。

PGTは新しい勘定が同額の保証金で補填されることを義務付けています。同額の保証金を提供できないときは、要請が成年者の最上の利益であることを裏付ける明白かつ説得力のある情報を提供しなければなりません。資産をBC州外の場所もしくは機関へ移転することは、成年者の利益のためか、管理人の便宜のためか、リターン率の小幅の増加を得るためかなどの理由のいかににかかわらず、保証金の減額を正当化するために十分ではないことがありますのでご注意ください。

### **不動産購入のための要請**

- 不動産が成年者の名義で登録されていることを確認する。

投資目的での不動産購入は堅実な投資とはみなされませんので、そのような要請は承認されません。PGTは物件がBC州内にあり、成年者本人が使用するための不動産の購入のための要請のみを受け付けます。制限付資産を使って購入した不動産のその後の売却または債務はPGTの承認またはさらなる裁判所命令を必要とします。

### **非金融資産を購入するための要請**

- 資産が成年者の名義で登録されていること、および成年者のニーズ（自家用車、医療機器、家庭用品など）を満たすために必要であることを確認する。

### **住宅ローンまたは住宅担保ローンなどの融資を制限付不動産を担保として受けるための要請**

- なぜそれが成年者にとって最上の利益なのかやむを得ない事情（成年者を引き続き自宅に住まわせるためなど）を説明する
- 成年者が（該当する場合）融資の返済を行っていただけることを示す予算を提出する。

PGTが承認する融資の最高額は、成年者が現在必要とする額を限度としています。投資目的の融資は堅実とは言えないため、そのような融資の要請は承認されません。

## 審査プロセス

管理審査担当官 (CRO) はあなたの申請を審査し、それが成年者にとって最大の利益であることを確認するために、さらなる情報の提出を求める場合があります。申請が承認されたら、PGTはまず保証金が必要なときはその額を通知します。保証金は前もって手配が必要です。保証金が入金されたらPGTはあなたに申請承認書を送付します。

**保証金の必要性** – 制限付資産を別の金融機関に移す場合、PGTは取り消し不能指示書を要求する場合があります。この取り消し不能指示書にはあなたと移転先の金融機関の両方が署名し、新しい口座の利用は制限付であることを確認します。取り消し不能指示書のひな型が必要な場合、CROからもらうことができます。

**要請の非承認** – PGTは以下のような一定の状況における要請を承認いたしません。

- 要請が成年者の財政的もしくは法的な義務、または保健上及び安全性のニーズを満たす必要がない場合
- 要請があなたを成年者との利害の衝突となる立場に追い込む(あなたもしくは関係当事者への贈与もしくは貸与など)
- 要請が現在有効な裁判所命令の条件と矛盾する
- 満足のいく長期計画が作成されないまま、すでに何回も要請が行われている

あなたの申請が承認されない場合、患者財産法28節に基づいて承認を得るために、あなたには裁判所命令を得る申請を行う選択肢があります。申請を行った場合、あなたがその申請を行ったことを知らせる通知をPGTに送達しなくてはなりません。PGTは特定の立場を取りませんし、また懸念があるときは、あなたの申請に反対します。

## 詳細

本ファクトシートは、PGTと共に効率よく手続きを進められるように一般的なアドバイスと指示として作成しています。あなたの特殊な状況に関して質問がある場合は、ぜひ個人財産管理サービス部 [Private Committee Services department] の管理審査官 [Committee Review Officer] にお問い合わせください。

管理人についてさらなる質問がある場合は、Webサイト [www.trustee.bc.ca](http://www.trustee.bc.ca) のPrivate Committee Service ページをご覧ください。または個人財産管理サービス部 [Private Committee Services department] へ直接お問い合わせください。



個人財産管理サービス部  
[Private Committee Services]  
Public Guardian and Trustee  
700-808 West Hastings Street  
Vancouver BC V6C 3L3  
Tel: 604.660.1500  
Website: [www.trustee.bc.ca](http://www.trustee.bc.ca)  
Email: [webmail@trustee.bc.ca](mailto:webmail@trustee.bc.ca)

### PGT業務時間

月曜～金曜 8:30 amから4:30 pm

フリーダイヤル

フリーダイヤル通話はService BCを通じて掛けられます。お住まいの地域の電話番号(下記をご覧ください)をダイヤルし、**Public Guardian and Trust**へつないでくれるよう依頼してください。

☎ バンクーバー	604.660.2421
☎ ビクトリア	250.387.6121
☎ これ以外のBC州の地域	1.800.663.7867